



発行 新潟県

号外 1

令和4年12月27日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 条 例

- 34 新潟県手数料条例の一部を改正する条例(財政課)
- 35 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 36 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)
- 37 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(行政改革課)
- 38 県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例(行政改革課)
- 39 新潟県地域振興局設置条例の一部を改正する条例(行政改革課)
- 40 新潟県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(県民生活課)
- 41 新潟県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例(市町村課)
- 42 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(福祉保健総務課)
- 43 新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例(高齢福祉保健課)
- 44 新潟県障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例(障害福祉課)
- 45 新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例(障害福祉課)
- 46 コロニーにいがた白岩の里条例の一部を改正する条例(障害福祉課)
- 47 新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例(出納局管理課)
- 48 新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(議会事務局総務課)
- 49 新潟県教育の日に関する条例(議事調査課)

————— 本号で公布された主な条例のあらまし —————

## ◇新潟県手数料条例の一部を改正する条例(新潟県条例第34号)

- 1 指定試験機関が行う試験に係る手数料の納入等  
調理師法の規定により知事が調理師試験の実施に関する事務を行わせることとした者(以下「指定試験機関」という。)が行う調理師試験を受けようとする者は、調理師試験手数料を当該指定試験機関に納めなければならないこととし、当該調理師試験手数料は、当該指定試験機関の収入とすることとしました。(第4条関係)
- 2 一般旅券発給事務手数料の改正等  
旅券法の改正に伴い、一般旅券の発給に係る手数料を見直すとともに、一般旅券の査証欄の増補に係る手数料に関する規定を削除することとしました。(別表関係)
- 3 牛受精卵移植手数料の改正  
牛の人工授精の実施に関する手数料について、積算根拠の見直しに伴い、手数料の額を引き上げることとしました。(別表関係)
- 4 教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新手数料等の廃止  
教育職員免許法の改正に伴い、教育職員の普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新等に係る手数料に関する規定を削除することとしました。(別表関係)
- 5 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしました。

## ◇知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第35号)

号)

- 1 期末手当の支給割合の改正  
知事、副知事、県議会議員等の期末手当の支給割合を改正することとしました。(第1条及び第2条関係)
- 2 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第36号）

- 1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正関係  
新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改正することとしました。(第1条～第3条関係)
- 2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係  
新潟県人事委員会の勧告に基づき、市町村立学校職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改正することとしました。(第4条～第6条関係)
- 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正関係  
新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合を改正することとしました。(第7条及び第8条関係)
- 4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正関係  
新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改正することとしました。(第9条及び第10条関係)
- 5 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第38号）

- 1 県から市町村への事務の移譲  
地方自治法の規定による事務処理の特例制度に基づく市町村への事務の移譲に伴い、関係条例の規定を整備することとしました。  
(1) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第1条関係）  
(2) 新潟県建築基準条例（第2条関係）  
(3) 新潟県屋外広告物条例（第3条関係）
- 2 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県地域振興局設置条例の一部を改正する条例（新潟県条例第39号）

- 1 所掌事務の削除  
労働相談所を本庁に集約することに伴い、地域振興局の所掌事務から労働に関する事務を削除することとしました。(別表第7関係)
- 2 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（新潟県条例第40号）

- 1 情報通信技術を利用する方法により行う手続  
特定非営利活動促進法において書面等により行うことが規定されている手続について、情報通信技術を利用する方法により行うことを可能とするため、所要の規定の整備を行うこととしました。(第15条関係)
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

◇新潟県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第41号）

- 1 選挙公報の掲載文の電磁的記録による提出  
新潟県議会議員選挙における選挙公報の掲載文について、電磁的記録による提出を可能とするため、所要の規定の整備を行うこととしました。(第3条関係)

## 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

## ◇新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例（新潟県条例第47号）

## 1 新潟県収入証紙条例の廃止等

地方自治法の規定に基づき、証紙により徴収する使用料及び手数料の収入の方法等に関し、必要な事項を定めた条例を廃止するとともに、関係する46の条例の規定のうち手数料の納入方法に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

## 2 施行期日

この条例は、令和 6 年 9 月 1 日から施行することとしました。

## ◇新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（新潟県条例第48号）

## 1 目的

この条例は、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とすることとしました。(第 1 条関係)

## 2 議会の責務

議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする事としました。(第 3 条関係)

## 3 個人情報の取扱い

個人情報を保有するに当たっては、事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定することとし、当該目的の達成に必要な範囲を超えて保有してはならない等、個人情報を適正に取扱わなければならないこととしました。(第 4 条～第14条関係)

## 4 個人情報ファイル

議長は、議会が保有している個人情報ファイルについて、当該個人情報ファイルの名称及び利用目的等を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないこととしました。(第17条関係)

## 5 個人情報の開示請求手続等

何人も、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求ができることとし、それらに関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。(第18条～第43条関係)

## 6 審査請求

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年新潟県条例第 32 号）に規定する新潟県個人情報保護審査会に諮問しなければならないこととしました。(第45条関係)

## 7 その他

罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

## 8 施行期日

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしました。

## ◇新潟県教育の日に関する条例（新潟県条例第49号）

## 1 目的

この条例は、県民一人一人が教育の重要性を認識し、教育のあり方を考える契機として、新潟県教育の日を定めるとともに、県の責務並びに学校、家庭及び地域住民その他の関係者の役割を定めることにより、県民が生涯にわたって学び、その学んだことを社会で生かすことができる教育環境の整備の推進を図り、もって持続可能な社会の実現に資することを目的とすることとしました。(第 1 条関係)

## 2 新潟県教育の日

新潟県教育の日は、11月 1 日とする事としました。(第 2 条関係)

## 3 新潟県教育月間

この条例の目的を達成するための施策を重点的に実施する期間として、新潟県教育月間を定めることとし、新潟県教育月間は、11月 1 日から同月30日までの間とする事としました。(第 3 条関係)

## 4 県の責務

県は、新潟県教育月間において学校、家庭及び地域住民その他の関係者が自発的に行う教育に関する取組を促進するほか、この条例の目的を達成するための施策を総合的に実施するものとする事としました。(第4条関係)

5 学校、家庭及び地域住民その他の関係者の役割

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育の重要性に鑑み、その実情に即した教育を行うよう努めるものとする事としました。(第6条関係)

6 連携協力

県、市町村、学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、この条例の目的を達成するための施策を総合的かつ効果的に推進するため、意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力するものとする事としました。(第8条関係)

7 施行期日

この条例は、公布の日から施行する事としました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県手数料条例の一部を改正する条例
- (2) 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (4) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- (5) 県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例
- (6) 新潟県地域振興局設置条例の一部を改正する条例
- (7) 新潟県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- (8) 新潟県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例
- (9) 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- (10) 新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (11) 新潟県障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例
- (12) 新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例
- (13) コロニーにいがた白岩の里条例の一部を改正する条例
- (14) 新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例
- (15) 新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例
- (16) 新潟県教育の日に関する条例

令和 4 年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

---

新潟県条例第34号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前																
<p><b>第3条</b> (略)</p> <p><u>(指定試験機関が行う試験に係る手数料の納入等)</u></p> <p><b>第4条</b> <u>調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第2項の規定により知事が調理師試験の実施に関する事務を行わせることとした者(以下この条において「指定試験機関」という。)が行う調理師試験を受けようとする者は、別表第3号の表30の項に規定する手数料を当該指定試験機関に納めなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。</u></p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>(納入方法)</p> <p><b>第6条</b> 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 別表第3号の表30の項、第5号の表17の項、第6号の表1の項から7の2の項まで及び第8号の表に掲げるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>(1) 知事政策局関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象となる事務</th> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 旅券法(昭和26年法律第267号)第3条第1項の規定に基</td> <td>一般旅券発給事務手数料</td> <td></td> <td>1件につき2,000円(旅券法第20条第2項の規定の適用を</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる事務	名称	区分	金額	1 旅券法(昭和26年法律第267号)第3条第1項の規定に基	一般旅券発給事務手数料		1件につき2,000円(旅券法第20条第2項の規定の適用を	<p><b>第3条</b> (略)</p> <p>(略)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>(納入方法)</p> <p><b>第5条</b> 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 別表第5号の表17の項、第6号の表1の項から7の2の項まで及び第8号の表に掲げるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>(1) 知事政策局関係</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象となる事務</th> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 旅券法(昭和26年法律第267号)第3条第1項の規定に基</td> <td>一般旅券発給事務手数料</td> <td></td> <td>1件につき2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる事務	名称	区分	金額	1 旅券法(昭和26年法律第267号)第3条第1項の規定に基	一般旅券発給事務手数料		1件につき2,000円
対象となる事務	名称	区分	金額														
1 旅券法(昭和26年法律第267号)第3条第1項の規定に基	一般旅券発給事務手数料		1件につき2,000円(旅券法第20条第2項の規定の適用を														
対象となる事務	名称	区分	金額														
1 旅券法(昭和26年法律第267号)第3条第1項の規定に基	一般旅券発給事務手数料		1件につき2,000円														

	づく一般旅券の発給に係る事務	料		受ける場合には、4,000円)
2	(略)	(略)		(略)

(2)・(2)の2 (略)

(3) 福祉保健部関係

	対象となる事務	名称	区 分	金 額
(略)				
29	調理師法第3条第1項の規定に基づく調理師免許	(略)		(略)
(略)				

(4)・(4)の2 (略)

(5) 農林水産部関係

	対象となる事務	名称	区 分	金 額
(略)				
8	家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第3条第1項第3号の規定に基づく牛の人工授精の実施に関する事務	牛受精卵移植手数料	(1) 過剰排卵処置	1件につき <u>15,000円</u>
			(2) 受精卵の採取	1件につき <u>13,300円</u>
			(3) 受精卵の凍結保存	1件につき <u>8,700円</u>
			(4) 受精卵の移植	1件につき <u>8,600円</u>
(略)				

(6)・(6)の2 (略)

(7) 教育委員会関係

	対象となる事務	名 称	区分	金 額
(略)				
4	(略)	(略)		(略)

	づく一般旅券の発給に係る事務	料		
2	(略)	(略)		(略)
3	削除			
4	旅券法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補に係る事務	一般旅券査証欄増補事務手数料		1件につき 500円

(2)・(2)の2 (略)

(3) 福祉保健部関係

	対象となる事務	名称	区 分	金 額
(略)				
29	調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項の規定に基づく調理師免許	(略)		(略)
(略)				

(4)・(4)の2 (略)

(5) 農林水産部関係

	対象となる事務	名称	区 分	金 額
(略)				
8	家畜保健衛生所法(昭和25年法律第12号)第3条第1項第3号の規定に基づく牛の人工授精の実施に関する事務	牛受精卵移植手数料	(1) 過剰排卵処置	1件につき <u>10,700円</u>
			(2) 受精卵の採取	1件につき <u>12,000円</u>
			(3) 受精卵の凍結保存	1件につき <u>5,600円</u>
			(4) 受精卵の移植	1件につき <u>7,500円</u>
(略)				

(6)・(6)の2 (略)

(7) 教育委員会関係

	対象となる事務	名 称	区分	金 額
(略)				
4	(略)	(略)		(略)

					4 の 2	教育職員免許 の 法第9条の2 第1項の規定 に基づく普通 免許状又は特 別免許状の有 効期間の更新	教育職 員の普 通免許 状又は 特別免 許状の 有効期 間の更 新手数料		1件につき 3,300円
					4 の 3	教育職員免許 の 法第9条の2 第5項の規定 に基づく普通 免許状又は特 別免許状の有 効期間の延長	教育職 員の普 通免許 状又は 特別免 許状の 有効期 間の延 長手数料		1件につき 2,000円
(略)					(略)				
7	(略)	(略)		(略)	7	(略)	(略)		(略)
					7 の 2	教育職員免許 の 法及び教育公 務員特例法の 一部を改正す る法律（平成 19年法律第98 号）附則第2 条第2項の規 定に基づく更 新講習修了確 認	旧免許 状所持 現職教 員更新 講習修 了確認 手数料		1件につき 3,300円
					7 の 3	教育職員免許 の 法及び教育公 務員特例法の 一部を改正す る法律附則第 2条第3項第 3号の規定に 基づく同号に 規定する期間 内にあること についての確 認	旧免許 状所持 者の免 許状更 新講習 修了に 係る確 認手数料		1件につき 3,300円
					7 の 4	教育職員免許 の 法及び教育公 務員特例法の 一部を改正す る法律附則第	旧免許 状所持 現職教 員更新 講習修		1件につき 2,000円



						2条第4項の規定に基づく修了確認期限の延期	了確認期限の延期手数料		
					75	教育職員免許の法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第5項の規定に基づく免許状更新講習を受ける必要がないことの認定	旧免許状所持現職教員更新講習受講免除認定手数料		1件につき 3,300円
(8)・(9) (略)					(8)・(9) (略)				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表第7号の表の改正 公布の日
  - (2) 別表第1号の表の改正並びに次項及び附則第3項の規定 令和5年3月27日

(経過措置)
- 2 改正後の別表第1号の表(1の項を除く。)の規定は、前項第2号に定める日(以下「一部施行日」という。)以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、一部施行日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1号の表1の項の規定は、一部施行日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法の一部を改正する法律(令和4年法律第33号)による改正後の旅券法(昭和26年法律第267号)第18条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定によりその効力を失った場合について適用し、施行日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項(同号に係る部分に限る。)の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の例による。

新潟県条例第35号

知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例  
 (知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正)

第1条 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年新潟県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(期末手当の額) <b>第2条</b> 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、 <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 2 (略)	(期末手当の額) <b>第2条</b> 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、 <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 2 (略)

第2条 知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(期末手当の額) <b>第2条</b> 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、 <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 2 (略)	(期末手当の額) <b>第2条</b> 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において特別の職員が受けるべき給与月額(知事、副知事、県議会議員、教育長、地方公営企業管理者及び常勤の県監査委員にあつては、その額に給与月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額)に、 <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 2 (略)

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例(以下「改正後の特別職期末手当支給条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。  
 (期末手当の内払)
- 改正後の特別職期末手当支給条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職期末手当支給条例の規定による期末手当の内払とみなす。

**新潟県条例第36号**

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

**第 1 条** 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 6 までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800				

53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600	381,500			
95		295,200	343,100	381,900			
96		295,600	343,500	382,300			
97		295,800	343,700	382,600			
98		296,100	344,100	383,100			
99		296,500	344,500	383,500			
100		296,900	344,800	383,900			
101		297,100	345,100	384,200			
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					

	115		301,300								
	116		301,700								
	117		301,900								
	118		302,100								
	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第39条、第39条の2及び附則第5項に規定する職員を除く。

別表第2 (第6条関係)

## 公安職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
	49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
	50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
	51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300		

53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300	
63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600	
64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	
79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100	
80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400	
81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600	
82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900	
83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200	
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500	
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700	
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500		
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800		
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000		
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200		
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500		
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800		
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000		
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200		
94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100			
95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500			
96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900			
97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200			
98	305,300	329,400	356,100	386,100	417,600			
99	306,500	330,700	357,200	386,700	418,000			
100	307,700	332,000	358,400	387,200	418,400			
101	308,900	333,400	359,500	387,600	418,700			
102	309,900	334,300	360,600	388,100				
103	311,000	335,400	361,700	388,700				
104	312,000	336,600	362,900	389,200				
105	312,800	337,700	364,100	389,500				
106	313,400	338,800	364,600	389,900				
107	314,000	339,800	365,200	390,400				
108	314,700	340,900	365,800	390,700				
109	315,200	342,100	366,400	391,000				
110	315,700	343,100	366,900	391,500				
111	316,200	344,100	367,400	392,000				
112	316,800	345,000	367,900	392,500				
113	317,600	345,900	368,300	392,800				
114	318,300	346,800	368,700	393,300				



115	319,000	347,800	369,300	393,800						
116	319,700	348,800	369,800	394,300						
117	320,300	349,800	370,200	394,600						
118	321,100	350,300	370,700	395,100						
119	321,800	350,900	371,300	395,600						
120	322,600	351,500	371,800	396,100						
121	323,200	351,800	372,000	396,500						
122	323,500	352,200	372,500	397,000						
123	324,000	352,700	373,000	397,400						
124	324,500	353,100	373,400	397,900						
125	324,800	353,500	373,900	398,300						
126		353,900	374,400							
127		354,400	374,900							
128		354,800	375,400							
129		355,200	375,700							
130		355,600	376,200							
131		356,000	376,700							
132		356,400	377,200							
133		356,600	377,500							
134		357,100	378,000							
135		357,500	378,400							
136		357,800	378,800							
137		358,100	379,100							
138		358,500	379,600							
139		359,000	380,100							
140		359,500	380,600							
141		359,800	380,900							
142		360,300								
143		360,800								
144		361,300								
145		361,600								
再任用 職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第6条関係)

教育職給料表

イ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	164,400	207,400	267,500	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	342,000	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	344,100	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	346,200	400,300	
	39	233,300	287,400	348,400	401,700	
	40	235,100	289,200	350,500	403,100	
	41	236,800	290,600	352,400	404,800	
	42	238,500	292,700	354,500	406,200	
	43	240,100	294,700	356,400	407,500	
	44	241,700	296,900	358,500	409,000	
	45	242,900	298,900	360,300	410,600	
	46	244,200	301,300	362,300	411,900	
	47	245,500	303,500	364,200	413,400	
	48	246,600	306,100	366,200	415,000	
	49	247,900	308,300	367,800	416,700	
	50	249,300	310,700	369,600	418,100	
	51	250,500	313,000	371,500	419,700	
	52	251,900	315,200	373,500	421,200	
	53	253,000	317,300	375,300	422,900	
	54	254,200	319,100	377,100	424,400	
55	255,500	320,700	378,900	426,000		

56	256,500	322,300	380,600	427,600
57	257,800	324,200	382,100	429,100
58	258,500	326,300	383,700	430,600
59	259,600	328,400	385,400	431,800
60	260,600	330,400	387,100	433,000
61	261,700	332,500	388,300	434,200
62	262,600	334,600	389,700	435,500
63	263,700	336,800	391,100	436,800
64	264,500	339,000	392,400	438,000
65	265,800	340,700	393,800	439,200
66	267,200	342,900	395,000	440,400
67	268,600	344,900	396,400	441,600
68	270,200	347,100	397,800	442,800
69	271,500	348,900	399,100	444,000
70	272,800	350,800	400,400	445,200
71	274,100	352,800	401,800	446,400
72	275,400	354,800	403,100	447,600
73	276,400	356,400	404,400	448,700
74	277,600	358,300	405,800	449,300
75	278,900	360,100	407,200	449,800
76	279,900	362,000	408,500	450,300
77	280,800	363,800	409,700	450,800
78	281,800	365,500	410,900	
79	282,800	367,200	412,200	
80	283,800	368,800	413,600	
81	284,900	370,300	414,900	
82	286,100	371,800	416,100	
83	287,300	373,300	417,100	
84	288,500	374,700	418,300	
85	289,500	375,800	419,500	
86	290,600	377,200	420,700	
87	291,600	378,600	421,900	
88	292,800	379,900	422,900	
89	293,900	381,200	424,000	
90	295,000	382,500	425,000	
91	296,200	383,700	426,000	
92	297,400	385,000	427,000	
93	297,900	386,300	427,900	
94	298,900	387,400	428,700	
95	300,000	388,700	429,500	
96	301,200	389,900	430,300	
97	302,200	391,300	431,100	
98	303,300	392,300	431,500	
99	304,300	393,400	431,900	
100	305,400	394,400	432,300	
101	306,300	395,300	432,700	
102	307,400	396,300	433,000	
103	308,500	397,400	433,300	
104	309,500	398,500	433,600	
105	310,100	399,200	433,900	
106	311,000	400,100	434,200	
107	311,800	401,000	434,500	
108	312,600	401,900	434,700	
109	313,500	402,700	434,900	
110	313,900	403,600		
111	314,300	404,400		
112	314,800	405,200		
113	315,400	405,800		
114	315,800	406,500		
115	316,300	407,200		
116	316,800	407,900		

	117	317,400	408,500			
	118	317,900	409,000			
	119	318,300	409,400			
	120	318,800	409,800			
	121	319,300	410,200			
	122	319,700	410,500			
	123	320,200	410,800			
	124	320,700	411,000			
	125	321,300	411,200			
	126	321,600	411,500			
	127	321,900	411,800			
	128	322,200	412,000			
	129	322,400	412,200			
	130	322,700	412,500			
	131	323,000	412,800			
	132	323,300	413,000			
	133	323,500	413,200			
	134	323,700	413,500			
	135	323,900	413,800			
	136	324,200	414,000			
	137	324,500	414,200			
	138	324,700	414,500			
	139	325,000	414,800			
	140	325,300	415,000			
	141	325,500	415,200			
	142	325,700	415,500			
	143	326,000	415,800			
	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700	416,500			
	147	327,000	416,800			
	148	327,300	417,000			
	149	327,500	417,200			
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考 (1) この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び実習助手（教育職給料表（三）の適用を受ける者を除く。）並びに中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師で当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校において、当該高等学校の教科を担当するもの及び養護の業務を行うものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

## ロ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
	27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
	33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
	34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
	35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
	36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
	37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
	38	230,800	259,400	345,900	370,000	
	39	232,500	261,900	347,900	371,300	
	40	234,200	264,100	349,800	372,900	
	41	235,800	266,600	351,300	374,000	
	42	237,500	268,900	353,100	375,400	
	43	239,100	271,100	354,700	376,800	
	44	240,700	273,200	356,400	378,300	
	45	242,300	275,300	358,200	379,700	
	46	243,800	277,500	359,900	381,300	
	47	245,100	279,600	361,200	382,900	
	48	246,400	281,500	362,800	384,400	
	49	247,500	283,800	364,000	385,800	
	50	248,800	285,500	365,500	387,300	
	51	250,200	287,400	367,100	388,800	
	52	251,300	289,200	368,700	390,200	
	53	252,400	290,600	370,100	391,400	
	54	253,800	292,700	371,600	392,700	
	55	254,800	294,700	373,100	393,800	
	56	255,800	296,900	374,600	394,900	
57	257,000	298,900	376,100	396,300		

58	258,000	301,300	377,500	397,500
59	259,100	303,500	378,900	398,700
60	260,100	306,100	380,200	400,000
61	261,300	308,300	381,100	401,200
62	262,000	310,700	382,300	402,200
63	262,900	313,000	383,500	403,600
64	263,500	315,200	384,600	404,900
65	264,500	317,300	385,500	406,100
66	265,900	319,100	386,700	407,200
67	267,000	320,700	387,700	408,400
68	268,300	322,300	388,800	409,500
69	269,800	324,200	390,000	410,500
70	271,300	326,300	391,000	411,700
71	272,600	328,400	392,100	412,900
72	274,000	330,400	393,300	414,100
73	274,800	332,500	394,300	414,700
74	275,800	334,600	395,400	415,500
75	277,000	336,800	396,500	416,200
76	278,000	339,000	397,600	416,700
77	279,200	340,700	398,500	417,000
78	280,200	342,600	399,400	417,400
79	281,400	344,300	400,400	417,800
80	282,300	346,100	401,400	418,200
81	283,500	347,900	402,200	418,500
82	284,300	349,700	403,000	418,900
83	285,300	351,100	403,700	419,300
84	286,300	352,900	404,500	419,600
85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	
95	295,100	368,200	411,000	
96	295,900	369,400	411,300	
97	296,700	370,400	411,600	
98	297,500	371,400	411,900	
99	298,300	372,400	412,200	
100	299,000	373,400	412,400	
101	299,900	374,300	412,600	
102	300,400	375,300	412,900	
103	300,900	376,300	413,200	
104	301,400	377,300	413,400	
105	301,600	378,100	413,600	
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	
109	302,700	381,700	414,600	
110	302,900	382,700		
111	303,200	383,700		
112	303,500	384,700		
113	303,700	385,300		
114	303,900	386,200		
115	304,100	387,100		
116	304,400	388,000		
117	304,700	388,800		
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		

	120	305,600	391,100			
	121	305,800	391,700			
	122	306,000	392,500			
	123	306,200	393,200			
	124	306,500	393,900			
	125	306,800	394,500			
	126		395,200			
	127		395,700			
	128		396,300			
	129		397,000			
	130		397,600			
	131		398,100			
	132		398,600			
	133		398,900			
	134		399,200			
	135		399,500			
	136		399,800			
	137		400,100			
	138		400,400			
	139		400,700			
	140		401,000			
	141		401,300			
	142		401,600			
	143		401,900			
	144		402,200			
	145		402,400			
	146		402,700			
	147		403,000			
	148		403,200			
	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
	158		405,700			
	159		406,000			
	160		406,200			
	161		406,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考 (1) この表は、中学校及び幼稚園に勤務する校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（教育職給料表（二）の適用を受ける者を除く。）のうち人事委員会規則で定めるもの並びに中等教育学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭及び講師のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第6条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700
	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800	



	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	437,200
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	439,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	442,300
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100	444,900
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	447,300
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	449,800
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	452,300
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	454,800
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	457,200
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900	459,600
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100	462,200
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900	
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300	
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
	53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
	54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800		
	55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100		
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400			

57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700		
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000		
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300		
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700		
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900		
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200		
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500		
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900			
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600			
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200			
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700			
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200			
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800			
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400			
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900			
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400			
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900			
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400			
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700			
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200			
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600			
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000			
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400			
86		289,500	325,400	346,300				
87		289,700	325,600	346,600				
88		289,900	326,000	346,900				
89		290,300	326,400	347,300				
90		290,500	326,800	347,600				
91		290,700	327,200	348,000				
92		290,900	327,600	348,300				
93		291,300	327,900	348,700				
94		291,500	328,100	349,000				
95		291,700	328,500	349,300				
96		292,000	328,800	349,600				
97		292,400	329,000	349,900				
98		292,700	329,300	350,300				
99		292,900	329,600	350,700				
100		293,200	329,900	351,100				
101		293,500	330,100	351,600				
102		293,700	330,400	352,000				
103		293,900	330,800	352,400				
104		294,200	331,000	352,800				
105		294,500	331,200	353,300				
106			331,400					
107			331,800					
108			332,000					
109			332,200					
110			332,600					
111			333,000					
112			333,400					
113			333,600					
再任用 職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職員、診療放射線技師、臨床検査

技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、マッサージ師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
	49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
	50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
	51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
	53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
	54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
	55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
	56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600	

58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700		
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		
102	288,300	319,600	352,300	370,300		
103	289,100	320,200	352,800	370,800		
104	289,900	320,800	353,200	371,200		
105	290,600	321,200	353,500	371,800		
106	291,100	321,700	354,000	372,300		
107	291,600	322,200	354,400	372,800		
108	292,100	322,700	354,700	373,300		
109	292,300	323,100	355,200	373,900		
110	292,600	323,500	355,700	374,300		
111	292,800	323,800	356,200	374,800		
112	293,200	324,100	356,700	375,300		
113	293,500	324,500	357,200	375,900		
114	293,700	324,900	357,700			
115	294,100	325,300	358,200			
116	294,400	325,600	358,600			
117	294,700	325,800	359,000			
118	295,000	326,100	359,400			
119	295,300	326,500	359,900			

	120	295,700	326,700	360,400				
	121	296,000	326,900	360,800				
	122	296,400	327,200	361,300				
	123	296,700	327,500	361,800				
	124	297,100	327,800	362,300				
	125	297,300	328,000	362,600				
	126	297,500	328,300					
	127	297,800	328,700					
	128	298,200	328,900					
	129	298,400	329,100					
	130	298,700	329,300					
	131	299,100	329,700					
	132	299,500	329,900					
	133	299,700	330,200					
	134	300,000	330,600					
	135	300,400	331,000					
	136	300,700	331,400					
	137	300,900	331,700					
	138	301,200	332,100					
	139	301,600	332,500					
	140	301,900	332,900					
	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
	145	303,400	334,600					
	146	303,600	335,000					
	147	303,900	335,400					
	148	304,300	335,800					
	149	304,500	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	305,000	336,900					
	152	305,300	337,300					
	153	305,700	337,600					
	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第6条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900
	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100
	25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600
	29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
	34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300
	35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
	36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200
	37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
	38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
	39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
	40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000
	41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300
	42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500
	43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
	44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900
	45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
	46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100
	47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700
	48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200
	49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900
	50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300
	51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700
	52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200
	53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300
	54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500
55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700	



56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900
57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800
58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800
59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800
60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800
61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900
62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800
63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500
64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200
65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000
66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800
67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600
68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400
69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100
70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900
71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700
72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500
73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200
74	264,500	318,600	388,600		
75	265,700	319,700	389,200		
76	266,700	320,800	389,900		
77	267,700	321,900	390,600		
78	268,800	322,900	391,200		
79	270,000	323,800	391,800		
80	270,900	324,700	392,400		
81	272,100	325,800	393,000		
82	273,300	326,600	393,600		
83	274,500	327,300	394,200		
84	275,500	328,100	394,800		
85	276,600	328,600	395,300		
86	277,600	329,100	395,800		
87	278,700	329,600	396,300		
88	279,700	330,100	397,000		
89	280,500	330,400	397,400		
90	281,700	330,900			
91	282,700	331,400			
92	283,900	331,900			
93	284,800	332,200			
94	285,800	332,600			
95	286,800	333,100			
96	287,800	333,600			
97	288,100	334,100			
98	289,000	334,600			
99	289,700	335,100			
100	290,600	335,600			
101	291,500	336,100			
102	292,200	336,600			
103	292,900	337,100			
104	293,600	337,600			
105	294,300	338,100			
106	294,800	338,500			
107	295,300	339,000			
108	295,800	339,400			
109	296,000	339,900			
110	296,400	340,300			
111	296,700	340,800			
112	297,000	341,200			
113	297,300	341,700			
114	297,600	342,100			
115	297,900	342,600			
116	298,200	343,000			

	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6 (第6条関係)

## 福祉職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	164,100	212,900	257,900	278,600	319,200	362,900
	2	165,300	214,600	259,400	280,000	321,400	365,500
	3	166,500	216,400	260,800	281,600	323,700	367,900
	4	167,700	218,100	262,300	282,900	325,900	370,500
	5	168,600	219,800	263,200	284,400	328,100	372,400
	6	170,100	221,600	264,500	286,300	330,100	374,900
	7	171,500	223,400	265,800	288,100	332,300	377,200
	8	172,900	225,100	267,100	290,100	334,500	379,700
	9	174,100	226,800	268,300	292,000	336,400	382,100
	10	175,500	228,300	269,400	294,000	338,600	384,800
	11	176,900	229,700	270,700	296,100	340,600	387,400
	12	178,300	231,100	271,600	298,100	342,800	390,100
	13	179,700	232,500	272,700	299,500	344,600	392,500
	14	181,000	234,100	274,000	301,800	346,600	394,800
	15	182,400	235,700	275,400	303,800	348,600	397,000
	16	183,700	237,300	276,800	305,900	350,600	399,400
	17	185,200	238,700	278,400	307,800	352,300	401,200
	18	186,700	240,300	280,200	309,800	354,300	403,200
	19	188,400	241,800	281,800	311,500	356,100	405,100
	20	189,900	243,300	283,300	313,200	358,000	406,900
	21	191,200	244,100	284,800	315,100	359,900	408,800
	22	192,800	245,400	286,600	317,200	361,800	410,600
	23	194,500	246,700	288,000	319,400	363,800	412,400
	24	196,100	248,000	289,600	321,500	365,700	414,300
	25	197,700	249,300	291,300	323,500	367,700	416,100
	26	199,400	250,900	292,800	325,500	369,600	417,600
	27	201,200	252,400	294,500	327,600	371,600	419,100
	28	202,900	254,000	296,100	329,600	373,600	420,700
	29	204,700	255,400	297,200	331,400	375,100	422,300
	30	206,100	256,700	298,500	333,500	376,900	423,600
	31	207,600	257,800	300,000	335,400	378,700	424,900
	32	209,000	259,100	301,400	337,500	380,300	426,100
	33	210,200	260,400	302,900	339,100	382,100	427,300
	34	211,500	261,400	304,500	341,000	383,500	428,600
	35	212,800	262,700	306,000	342,800	385,000	429,900
	36	213,900	263,700	307,600	344,700	386,600	431,100
	37	215,100	264,900	309,100	345,900	388,000	432,300
	38	216,500	266,100	310,600	347,800	389,200	433,100
	39	217,900	267,300	312,000	349,700	390,400	433,900
	40	219,300	268,500	313,600	351,500	391,500	434,700
	41	220,300	269,900	314,900	353,400	392,600	435,300
	42	221,500	271,400	316,500	355,200	393,800	436,000
	43	222,600	272,900	318,000	357,000	395,000	436,700
	44	223,800	274,300	319,500	358,700	396,100	437,400
	45	224,600	275,900	320,500	360,500	396,800	438,200
	46	225,700	277,400	321,700	361,900	397,500	439,000
	47	226,600	278,900	322,900	363,400	398,200	439,400
	48	227,500	280,400	324,100	364,800	398,900	440,100
	49	228,200	281,800	325,100	365,800	399,500	440,600
	50	229,100	283,200	326,100	366,900	400,100	441,000
	51	230,200	284,700	327,000	368,000	400,600	441,400
	52	231,000	286,000	328,000	369,100	401,000	441,800
	53	231,400	287,200	328,900	370,000	401,400	442,200
	54	232,500	288,300	329,600	370,600	401,700	442,600
55	233,100	289,500	330,400	371,400	402,000	443,000	

56	233,700	290,800	331,200	372,200	402,300	443,300
57	234,500	292,200	331,800	373,000	402,600	443,600
58	235,200	293,600	332,300	373,800	402,900	444,000
59	236,000	295,100	332,900	374,600	403,200	444,300
60	236,700	296,600	333,400	375,400	403,500	444,600
61	237,500	297,700	333,900	376,300	403,800	444,900
62	238,100	299,200	334,100	377,000	404,100	
63	238,700	300,400	334,700	377,700	404,400	
64	239,200	301,900	335,300	378,400	404,700	
65	240,000	303,000	335,600	378,700	405,000	
66	241,000	304,300	336,100	379,300	405,300	
67	242,000	305,400	336,600	379,900	405,600	
68	242,900	306,700	337,100	380,600	405,900	
69	243,900	307,400	337,600	381,000	406,100	
70	245,000	308,500	338,100	381,700	406,400	
71	245,900	309,700	338,500	382,300	406,700	
72	246,600	310,900	339,000	382,900	407,000	
73	247,200	312,200	339,200	383,300	407,200	
74	248,200	312,900	339,700	383,900	407,500	
75	249,200	313,600	340,200	384,500	407,800	
76	250,000	314,200	340,700	385,100	408,000	
77	250,800	315,000	341,000	385,500	408,200	
78	251,800	315,700	341,400	386,000		
79	252,700	316,400	341,900	386,500		
80	253,500	317,100	342,300	387,100		
81	254,400	317,400	342,500	387,600		
82	255,000	317,700	342,800	388,000		
83	255,800	318,300	343,300	388,400		
84	256,600	318,600	343,700	388,800		
85	257,200	319,000	344,000	389,000		
86	258,000	319,300	344,300	389,200		
87	258,700	319,700	344,800	389,500		
88	259,600	320,000	345,200	389,800		
89	260,200	320,500	345,500	390,000		
90	261,000	320,900	345,900	390,300		
91	261,800	321,200	346,300	390,600		
92	262,600	321,500	346,500	390,800		
93	263,000	322,000		391,000		
94	263,700	322,400	346,800			
95	264,200	322,600				
96	264,900	323,000				
97	265,600	323,400				
98	266,300	323,800				
99	267,000	324,200				
100	267,700	324,600				
101	268,200	324,800				
102	268,700	325,100				
103	269,100	325,400				
104	269,600	325,700				
105	269,800	326,100				
106	270,000	326,300				
107	270,300	326,600				
108	270,600	327,000				
109	271,000	327,400				
110	271,300	327,700				
111	271,700	328,100				
112	272,000	328,400				
113	272,300	328,700				
114	272,600	329,100				
115	272,900	329,400				
116	273,300	329,600				

	117	273,600	329,800				
	118	273,900	330,100				
	119	274,300	330,500				
	120	274,700	330,900				
	121	274,900	331,100				
	122	275,100					
	123	275,500					
	124	275,800					
	125	276,000					
	126	276,300					
	127	276,700					
	128	277,100					
	129	277,300					
	130	277,700					
	131	278,100					
	132	278,400					
	133	278,600					
	134	278,900					
	135	279,300					
	136	279,600					
	137	279,800					
	138	280,100					
	139	280,400					
	140	280,700					
	141	280,900					
	142	281,100					
	143	281,300					
	144	281,600					
	145	282,000					
	146	282,200					
	147	282,500					
	148	282,800					
	149	283,100					
	150	283,300					
	151	283,600					
	152	283,800					
	153	284,100					
再任用職員		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800

備考 この表は、児童福祉施設、障害者支援施設等に勤務し、入所者の指導、保育又は介護の業務等に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第26条 (略)</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の122.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第26条 (略)</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の112.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の55</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

第3条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第26条 (略)</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の117.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の57.5</u>)を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第26条 (略)</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の122.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額</p>

3～5 (略)

3～5 (略)

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

**第4条** 市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第61号）の一部を次のように改正する。  
別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	164,400	207,400	267,500	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	342,000	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	344,100	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	346,200	400,300	
	39	233,300	287,400	348,400	401,700	
	40	235,100	289,200	350,500	403,100	
	41	236,800	290,600	352,400	404,800	
	42	238,500	292,700	354,500	406,200	
	43	240,100	294,700	356,400	407,500	
	44	241,700	296,900	358,500	409,000	
	45	242,900	298,900	360,300	410,600	
	46	244,200	301,300	362,300	411,900	
	47	245,500	303,500	364,200	413,400	
	48	246,600	306,100	366,200	415,000	
	49	247,900	308,300	367,800	416,700	
	50	249,300	310,700	369,600	418,100	
	51	250,500	313,000	371,500	419,700	
	52	251,900	315,200	373,500	421,200	
	53	253,000	317,300	375,300	422,900	
	54	254,200	319,100	377,100	424,400	
55	255,500	320,700	378,900	426,000		



56	256,500	322,300	380,600	427,600
57	257,800	324,200	382,100	429,100
58	258,500	326,300	383,700	430,600
59	259,600	328,400	385,400	431,800
60	260,600	330,400	387,100	433,000
61	261,700	332,500	388,300	434,200
62	262,600	334,600	389,700	435,500
63	263,700	336,800	391,100	436,800
64	264,500	339,000	392,400	438,000
65	265,800	340,700	393,800	439,200
66	267,200	342,900	395,000	440,400
67	268,600	344,900	396,400	441,600
68	270,200	347,100	397,800	442,800
69	271,500	348,900	399,100	444,000
70	272,800	350,800	400,400	445,200
71	274,100	352,800	401,800	446,400
72	275,400	354,800	403,100	447,600
73	276,400	356,400	404,400	448,700
74	277,600	358,300	405,800	449,300
75	278,900	360,100	407,200	449,800
76	279,900	362,000	408,500	450,300
77	280,800	363,800	409,700	450,800
78	281,800	365,500	410,900	
79	282,800	367,200	412,200	
80	283,800	368,800	413,600	
81	284,900	370,300	414,900	
82	286,100	371,800	416,100	
83	287,300	373,300	417,100	
84	288,500	374,700	418,300	
85	289,500	375,800	419,500	
86	290,600	377,200	420,700	
87	291,600	378,600	421,900	
88	292,800	379,900	422,900	
89	293,900	381,200	424,000	
90	295,000	382,500	425,000	
91	296,200	383,700	426,000	
92	297,400	385,000	427,000	
93	297,900	386,300	427,900	
94	298,900	387,400	428,700	
95	300,000	388,700	429,500	
96	301,200	389,900	430,300	
97	302,200	391,300	431,100	
98	303,300	392,300	431,500	
99	304,300	393,400	431,900	
100	305,400	394,400	432,300	
101	306,300	395,300	432,700	
102	307,400	396,300	433,000	
103	308,500	397,400	433,300	
104	309,500	398,500	433,600	
105	310,100	399,200	433,900	
106	311,000	400,100	434,200	
107	311,800	401,000	434,500	
108	312,600	401,900	434,700	
109	313,500	402,700	434,900	
110	313,900	403,600		
111	314,300	404,400		
112	314,800	405,200		
113	315,400	405,800		
114	315,800	406,500		
115	316,300	407,200		
116	316,800	407,900		

	117	317,400	408,500			
	118	317,900	409,000			
	119	318,300	409,400			
	120	318,800	409,800			
	121	319,300	410,200			
	122	319,700	410,500			
	123	320,200	410,800			
	124	320,700	411,000			
	125	321,300	411,200			
	126	321,600	411,500			
	127	321,900	411,800			
	128	322,200	412,000			
	129	322,400	412,200			
	130	322,700	412,500			
	131	323,000	412,800			
	132	323,300	413,000			
	133	323,500	413,200			
	134	323,700	413,500			
	135	323,900	413,800			
	136	324,200	414,000			
	137	324,500	414,200			
	138	324,700	414,500			
	139	325,000	414,800			
	140	325,300	415,000			
	141	325,500	415,200			
	142	325,700	415,500			
	143	326,000	415,800			
	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700	416,500			
	147	327,000	416,800			
	148	327,300	417,000			
	149	327,500	417,200			
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する中等教育学校の前期課程及び特別支援学校並びに同法第2条に規定する高等学校に勤務する教育職員（教育職給料表（二）の適用を受ける者を除く。）に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円（人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

## ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
	27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
	33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
	34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
	35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
	36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
	37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
	38	230,800	259,400	345,900	370,000	
	39	232,500	261,900	347,900	371,300	
	40	234,200	264,100	349,800	372,900	
	41	235,800	266,600	351,300	374,000	
	42	237,500	268,900	353,100	375,400	
	43	239,100	271,100	354,700	376,800	
	44	240,700	273,200	356,400	378,300	
	45	242,300	275,300	358,200	379,700	
	46	243,800	277,500	359,900	381,300	
	47	245,100	279,600	361,200	382,900	
	48	246,400	281,500	362,800	384,400	
	49	247,500	283,800	364,000	385,800	
	50	248,800	285,500	365,500	387,300	
	51	250,200	287,400	367,100	388,800	
	52	251,300	289,200	368,700	390,200	
	53	252,400	290,600	370,100	391,400	
	54	253,800	292,700	371,600	392,700	
	55	254,800	294,700	373,100	393,800	
	56	255,800	296,900	374,600	394,900	
57	257,000	298,900	376,100	396,300		

58	258,000	301,300	377,500	397,500
59	259,100	303,500	378,900	398,700
60	260,100	306,100	380,200	400,000
61	261,300	308,300	381,100	401,200
62	262,000	310,700	382,300	402,200
63	262,900	313,000	383,500	403,600
64	263,500	315,200	384,600	404,900
65	264,500	317,300	385,500	406,100
66	265,900	319,100	386,700	407,200
67	267,000	320,700	387,700	408,400
68	268,300	322,300	388,800	409,500
69	269,800	324,200	390,000	410,500
70	271,300	326,300	391,000	411,700
71	272,600	328,400	392,100	412,900
72	274,000	330,400	393,300	414,100
73	274,800	332,500	394,300	414,700
74	275,800	334,600	395,400	415,500
75	277,000	336,800	396,500	416,200
76	278,000	339,000	397,600	416,700
77	279,200	340,700	398,500	417,000
78	280,200	342,600	399,400	417,400
79	281,400	344,300	400,400	417,800
80	282,300	346,100	401,400	418,200
81	283,500	347,900	402,200	418,500
82	284,300	349,700	403,000	418,900
83	285,300	351,100	403,700	419,300
84	286,300	352,900	404,500	419,600
85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	
95	295,100	368,200	411,000	
96	295,900	369,400	411,300	
97	296,700	370,400	411,600	
98	297,500	371,400	411,900	
99	298,300	372,400	412,200	
100	299,000	373,400	412,400	
101	299,900	374,300	412,600	
102	300,400	375,300	412,900	
103	300,900	376,300	413,200	
104	301,400	377,300	413,400	
105	301,600	378,100	413,600	
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	
109	302,700	381,700	414,600	
110	302,900	382,700		
111	303,200	383,700		
112	303,500	384,700		
113	303,700	385,300		
114	303,900	386,200		
115	304,100	387,100		
116	304,400	388,000		
117	304,700	388,800		
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		

	120	305,600	391,100			
	121	305,800	391,700			
	122	306,000	392,500			
	123	306,200	393,200			
	124	306,500	393,900			
	125	306,800	394,500			
	126		395,200			
	127		395,700			
	128		396,300			
	129		397,000			
	130		397,600			
	131		398,100			
	132		398,600			
	133		398,900			
	134		399,200			
	135		399,500			
	136		399,800			
	137		400,100			
	138		400,400			
	139		400,700			
	140		401,000			
	141		401,300			
	142		401,600			
	143		401,900			
	144		402,200			
	145		402,400			
	146		402,700			
	147		403,000			
	148		403,200			
	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
	158		405,700			
	159		406,000			
	160		406,200			
	161		406,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに同条に規定する中等教育学校の前期課程に勤務する教育職員のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円(人事委員会規則で定める場合にあつては、別に定める額)をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第5条関係)

学 校 栄 養 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100
	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100
	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100
	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100
	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100
	53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900
	54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	

	56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500
	57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000
	58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800
	59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600
	60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400
	61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800
	62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500
	63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200
	64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900
	65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300
	66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900
	67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600
	68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200
	69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600
	70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100
	71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600
	72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100
	73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700
	74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200
	75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800
	76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400
	77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900
	78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400
	79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900
	80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400
	81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700
	82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200
	83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600
	84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000
	85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400
	86		289,500	325,400	346,300	
	87		289,700	325,600	346,600	
	88		289,900	326,000	346,900	
	89		290,300	326,400	347,300	
	90		290,500	326,800	347,600	
	91		290,700	327,200	348,000	
	92		290,900	327,600	348,300	
	93		291,300	327,900	348,700	
	94		291,500	328,100	349,000	
	95		291,700	328,500	349,300	
	96		292,000	328,800	349,600	
	97		292,400	329,000	349,900	
	98		292,700	329,300	350,300	
	99		292,900	329,600	350,700	
	100		293,200	329,900	351,100	
	101		293,500	330,100	351,600	
	102		293,700	330,400	352,000	
	103		293,900	330,800	352,400	
	104		294,200	331,000	352,800	
	105		294,500	331,200	353,300	
	106			331,400		
	107			331,800		
	108			332,000		
	109			332,200		
	110			332,600		
	111			333,000		
	112			333,400		
	113			333,600		
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

備考 この表は、学校栄養職員に適用する。

別表第3 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	



56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600	381,500		
95		295,200	343,100	381,900		
96		295,600	343,500	382,300		
97		295,800	343,700	382,600		
98		296,100	344,100	383,100		
99		296,500	344,500	383,500		
100		296,900	344,800	383,900		
101		297,100	345,100	384,200		
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				

	117		301,900				
	118		302,100				
	119		302,400				
	120		302,700				
	121		303,100				
	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表は、事務職員に適用する。

第 5 条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第27条 (略)</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第27条 (略)</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 (略)</p>

第 6 条 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第27条 (略)</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第27条 (略)</b></p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職</p>

<p>員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 (略)</p>	<p>員以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3 (略)</p>
---	--

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第7条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(給与に関する特例)</p> <p><b>第5条</b> 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 <u>398,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 <u>332,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>3～6 (略)</p> <p>(一般職員給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	号 給	給 料 月 額	1	円 <u>398,000</u>	(略)	(略)	号 給	給 料 月 額	1	円 <u>332,000</u>	(略)	(略)	<p>(給与に関する特例)</p> <p><b>第5条</b> 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 <u>397,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 <u>331,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>3～6 (略)</p> <p>(一般職員給与条例の適用除外等)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年新潟県条例第4号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	号 給	給 料 月 額	1	円 <u>397,000</u>	(略)	(略)	号 給	給 料 月 額	1	円 <u>331,000</u>	(略)	(略)
号 給	給 料 月 額																								
1	円 <u>398,000</u>																								
(略)	(略)																								
号 給	給 料 月 額																								
1	円 <u>332,000</u>																								
(略)	(略)																								
号 給	給 料 月 額																								
1	円 <u>397,000</u>																								
(略)	(略)																								
号 給	給 料 月 額																								
1	円 <u>331,000</u>																								
(略)	(略)																								

**第8条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(一般職員給与条例の適用除外等)	(一般職員給与条例の適用除外等)

<p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年新潟県条例第4号)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p><b>第6条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1号任期付研究員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び任期付研究員に対する一般職員給与条例第25条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年新潟県条例第4号)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>
--	--

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第9条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年新潟県条例第55号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>(給与に関する特例)</p> <p><b>第7条</b> 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 <u>376,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年新潟県条例第55号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年新潟県条例第55号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	号 給	給 料 月 額	1	円 <u>376,000</u>	(略)	(略)	<p>(給与に関する特例)</p> <p><b>第7条</b> 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 <u>375,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年新潟県条例第55号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年新潟県条例第55号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	号 給	給 料 月 額	1	円 <u>375,000</u>	(略)	(略)
号 給	給 料 月 額												
1	円 <u>376,000</u>												
(略)	(略)												
号 給	給 料 月 額												
1	円 <u>375,000</u>												
(略)	(略)												

**第10条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職員給与条例第24条の3第1項及び第25条第2項並びに市町村立学校職員給与条例第25条第1項及び第26条第2項の規定の適用については、一般職員給与条例第24条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、一般職員給与条例第25条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、市町村立学校職員給与条例第25条第1項中「前条第1項に規定する職にある職員」とあるのは「前条第1項に規定する職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年新潟県条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第26条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

(職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例の一部改正)

**第11条** 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年新潟県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条の改正規定の表中一般職の職員の給与に関する条例第26条の改正に係る部分を次のように改める。

<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第26条</b> 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前において人事委員会規則で定める日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第26条</b> 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前において人事委員会規則で定める日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ</p>
---	---

<p>該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5(特定幹部職員にあつては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>	<p>その基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5(特定幹部職員にあつては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該<u>再任用職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の50(特定幹部職員にあつては、100分の60)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 （略）</p>
--	--

第6条の改正規定の表中市町村立学校職員の給与に関する条例第27条の改正に係る部分を次のように改める。

<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第27条</b> 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び次項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前において人事委員会規則で定める日以前6箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に100分の102.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に100分の50を乗じて得た額の総額</p> <p>3 （略）</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p><b>第27条</b> 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前において人事委員会規則で定める日以前6箇月以内の期間における<u>その者</u>の勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員については、その額に同項に規定する人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。以下この項において同じ。）に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に100分の102.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該<u>再任用職員</u>がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額に100分の50を乗じて得た額の総額</p> <p>3 （略）</p>
--	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
  - 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
    - (1) 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定、第4条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条の規定及び第9条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条の規定 令和4年4月1日
    - (2) 第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定、第7条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条の規定及び第9条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条の規定 令和4年12月1日  
(調整規定)
  - 3 この条例及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に行われるときは、当該条例の規定は、職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。  
(給与の内払)
  - 4 第1条及び第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の一般職員給与条例」という。）、第4条及び第5条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の市町村立学校職員給与条例」という。）、第7条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下この項において「改正後の任期付研究員条例」という。）又は第9条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第4条及び第5条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第7条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第9条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の一般職員給与条例の規定による給与、改正後の市町村立学校職員給与条例の規定による給与、改正後の任期付研究員条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。  
(人事委員会規則への委任)
  - 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
-



新潟県条例第37号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県建築基準条例の一部改正)

第 1 条 新潟県建築基準条例 (昭和47年新潟県条例第13号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第30条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村 (法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村 (以下「特定市町村」という。)) を除く。) が処理することとする。</p> <p>(1)～(46) (略)</p> <p>(47) 法第85条第3項、<u>第5項</u>、第6項又は第7項の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(48)～(54)の2 (略)</p> <p>(54)の3 法第87条の3第3項、<u>第5項</u>、第6項又は第7項の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(55)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><b>第30条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村 (法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村 (以下「特定市町村」という。)) を除く。) が処理することとする。</p> <p>(1)～(46) (略)</p> <p>(47) 法第85条第3項、第6項又は第7項の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(48)～(54)の2 (略)</p> <p>(54)の3 法第87条の3第3項、第6項又は第7項の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(55)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 (平成12年新潟県条例第8号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前																												
<p><b>別表 (第2条関係)</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 防災局関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの (2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。)</td> <td>三 条 市、柏 崎 市、燕 市 及 び 魚 沼 市</td> </tr> <tr> <td>(1)～(59) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(60) 省令第81条第5項の規定による充てん設備保安検査証の交付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(61) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの (2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。)	三 条 市、柏 崎 市、燕 市 及 び 魚 沼 市	(1)～(59) (略)		(60) 省令第81条第5項の規定による充てん設備保安検査証の交付		(61) (略)		(略)		<p><b>別表 (第2条関係)</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 防災局関係</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの (2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。)</td> <td>新 潟 市、三 条 市、柏 崎 市、燕 市 及 び 魚 沼 市</td> </tr> <tr> <td>(1)～(59) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(60) 省令第81条第3項の規定による充てん設備保安検査証の交付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(61) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの (2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。)	新 潟 市、三 条 市、柏 崎 市、燕 市 及 び 魚 沼 市	(1)～(59) (略)		(60) 省令第81条第3項の規定による充てん設備保安検査証の交付		(61) (略)		(略)	
事 務	市町村																												
(略)																													
5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの (2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。)	三 条 市、柏 崎 市、燕 市 及 び 魚 沼 市																												
(1)～(59) (略)																													
(60) 省令第81条第5項の規定による充てん設備保安検査証の交付																													
(61) (略)																													
(略)																													
事 務	市町村																												
(略)																													
5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの (2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。)	新 潟 市、三 条 市、柏 崎 市、燕 市 及 び 魚 沼 市																												
(1)～(59) (略)																													
(60) 省令第81条第3項の規定による充てん設備保安検査証の交付																													
(61) (略)																													
(略)																													

(5)～(9) (略)

(5)～(9) (略)

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第4号の表の改正（5の項第60号に係る部分を除く。）は、令和5年4月1日から施行する。

---

新潟県条例第38号

県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下この条において「移動別表細目号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下この条において「移動後別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動別表細目号に対応する移動後別表細目号が存在しない場合には当該移動別表細目号（以下この条において「削除別表細目号」という。）を削り、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号（以下この条において「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び削除別表細目号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前											
<b>別表（第 2 条関係）</b>		<b>別表（第 2 条関係）</b>											
(1) 知事政策局関係		(1) 知事政策局関係											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(4) (略) <u>(5) 法第 3 条第 5 項の規定による現有旅券の確認</u> (6) 法第 8 条第 1 項（法第10条第 4 項において準用する場合を含む。）又は第 3 項の規定による一般旅券の交付 (7) (略) (8) 法第17条第 3 項の規定による申請者及び一般旅券の紛失又は焼失の<u>事実の確認並びに当該確認のための書類の提示又は提出の要求</u> (9)・(10) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(4) (略) <u>(5) 法第 3 条第 5 項の規定による現有旅券の確認</u> (6) 法第 8 条第 1 項（法第10条第 4 項において準用する場合を含む。）又は第 3 項の規定による一般旅券の交付 (7) (略) (8) 法第17条第 3 項の規定による申請者及び一般旅券の紛失又は焼失の <u>事実の確認並びに当該確認のための書類の提示又は提出の要求</u> (9)・(10) (略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(4) (略)  (5) 法第 8 条第 1 項（法第10条第 4 項及び第12条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 2 項の規定による一般旅券の交付 (6) <u>法第12条第 1 号の規定による査証欄の増補の申請に係る一般旅券及び書類の受理並びに県への送付</u> (7) (略) (8) 法第17条第 3 項の規定による申請者の確認及び当該確認のための書類の提示又は提出の要求 (9)・(10) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(4) (略)  (5) 法第 8 条第 1 項（法第10条第 4 項及び第12条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 2 項の規定による一般旅券の交付 (6) <u>法第12条第 1 号の規定による査証欄の増補の申請に係る一般旅券及び書類の受理並びに県への送付</u> (7) (略) (8) 法第17条第 3 項の規定による申請者の確認及び当該確認のための書類の提示又は提出の要求 (9)・(10) (略)	(略)				
事 務	市町村												
旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(4) (略) <u>(5) 法第 3 条第 5 項の規定による現有旅券の確認</u> (6) 法第 8 条第 1 項（法第10条第 4 項において準用する場合を含む。）又は第 3 項の規定による一般旅券の交付 (7) (略) (8) 法第17条第 3 項の規定による申請者及び一般旅券の紛失又は焼失の <u>事実の確認並びに当該確認のための書類の提示又は提出の要求</u> (9)・(10) (略)	(略)												
事 務	市町村												
旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。） (1)～(4) (略)  (5) 法第 8 条第 1 項（法第10条第 4 項及び第12条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 2 項の規定による一般旅券の交付 (6) <u>法第12条第 1 号の規定による査証欄の増補の申請に係る一般旅券及び書類の受理並びに県への送付</u> (7) (略) (8) 法第17条第 3 項の規定による申請者の確認及び当該確認のための書類の提示又は提出の要求 (9)・(10) (略)	(略)												
(2) (略)		(2) (略)											
(3) 環境局関係		(3) 環境局関係											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態</td> <td>新 潟 市、長 岡市、三 条 市、柏</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態	新 潟 市、長 岡市、三 条 市、柏	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態</td> <td>新 潟 市、長 岡市、三 条 市、柏</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態	新 潟 市、長 岡市、三 条 市、柏
事 務	市町村												
(略)													
2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態	新 潟 市、長 岡市、三 条 市、柏												
事 務	市町村												
(略)													
2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態	新 潟 市、長 岡市、三 条 市、柏												

<p>系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。)のため鳥類(ヒクイナ、サカツラガン、オオジシギ、マガン、オシドリ、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、カンムリカイツブリ、ウミウ、ヨシゴイ、ササゴイ、チュウサギ、コサギ、クロサギ、ヨタカ、ケリ、イカルチドリ、イソシギ、ハマシギ、マダラウミスズメ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、オオコノハズク、コノハズク、アオバズク、アカショウビン、ヤマセミ、コシアカツバメ、マキノセンニュウ、コヨシキリ、キバシリ、サメビタキ、コサメビタキ、ノジコ及びサドカケスを除く。)の卵の採取等をしようとする場合(飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。)に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p>	<p>崎市、新発田市、十日町市、見附市、<u>村上</u>市、<u>燕</u>市、<u>糸魚川</u>市、<u>妙高</u>市、<u>上越</u>市、<u>阿賀野</u>市、<u>佐渡</u>市、<u>胎内</u>市及び<u>粟島浦村</u></p>	<p>系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。)のため鳥類(ヒクイナ、サカツラガン、オオジシギ、マガン、オシドリ、ヨシガモ、シノリガモ、ホオジロガモ、カンムリカイツブリ、ウミウ、ヨシゴイ、ササゴイ、チュウサギ、コサギ、クロサギ、ヨタカ、ケリ、イカルチドリ、イソシギ、ハマシギ、マダラウミスズメ、ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、オオコノハズク、コノハズク、アオバズク、アカショウビン、ヤマセミ、コシアカツバメ、マキノセンニュウ、コヨシキリ、キバシリ、サメビタキ、コサメビタキ、ノジコ及びサドカケスを除く。)の卵の採取等をしようとする場合(飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。)に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)</p>	<p>崎市、新発田市、十日町市、見附市、<u>燕</u>市、<u>糸魚川</u>市、<u>妙高</u>市、<u>上越</u>市、<u>阿賀野</u>市、<u>佐渡</u>市、<u>胎内</u>市及び<u>粟島浦村</u></p>								
(略)		(略)									
(4)~(6)の2 (略)		(4)~(6)の2 (略)									
(7) 農林水産部関係		(7) 農林水産部関係									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 農業協同組合法(昭和22年法律第132号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)~(17) (略) (18) 組合等登記令(昭和39年政令第29号) <u>第14条第3項及び第4項</u>の規定による解散の登記の嘱託</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	1 農業協同組合法(昭和22年法律第132号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)~(17) (略) (18) 組合等登記令(昭和39年政令第29号) <u>第14条第3項及び第4項</u> の規定による解散の登記の嘱託	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 農業協同組合法(昭和22年法律第132号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)~(17) (略) (18) 組合等登記令(昭和39年政令第29号) <u>第14条第4項及び第5項</u>の規定による解散の登記の嘱託</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	1 農業協同組合法(昭和22年法律第132号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)~(17) (略) (18) 組合等登記令(昭和39年政令第29号) <u>第14条第4項及び第5項</u> の規定による解散の登記の嘱託	(略)	
事 務	市町村										
1 農業協同組合法(昭和22年法律第132号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)~(17) (略) (18) 組合等登記令(昭和39年政令第29号) <u>第14条第3項及び第4項</u> の規定による解散の登記の嘱託	(略)										
事 務	市町村										
1 農業協同組合法(昭和22年法律第132号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)~(17) (略) (18) 組合等登記令(昭和39年政令第29号) <u>第14条第4項及び第5項</u> の規定による解散の登記の嘱託	(略)										
(略)		(略)									
<p>13 森林組合法(昭和53年法律第36号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)~(25) (略)</p>	<p>三 条 市、十日町市、見附市、<u>燕</u>市、<u>妙高</u>市、<u>関川村</u>及び<u>粟島浦村</u></p>	<p>13 森林組合法(昭和53年法律第36号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)~(25) (略)</p>	<p>三 条 市、十日町市、見附市、<u>燕</u>市、<u>妙高</u>市及び<u>粟島浦村</u></p>								
(略)		(略)									
(8)・(9) (略)		(8)・(9) (略)									

(新潟県建築基準条例の一部改正)

第2条 新潟県建築基準条例(昭和47年新潟県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第30条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 法第15条第1項の規定による建築物の建築及び除却の届出に係る書類の受理及び県への送付 <u>（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。）</u></p> <p>(8)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><b>第30条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 法第15条第1項の規定による建築物の建築及び除却の届出に係る書類の受理及び県への送付</p> <p>(8)～(57) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(新潟県屋外広告物条例の一部改正)

**第 3 条** 新潟県屋外広告物条例（平成 7 年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																
<p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第37条の3</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>                     2 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの                      (1)～(29) (略)                 </td> <td style="text-align: center;"> <u>長 岡 市、三 条市、見 附市、燕 市、胎 内市、湯 沢町及び刈 羽村</u> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		2 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(29) (略)	<u>長 岡 市、三 条市、見 附市、燕 市、胎 内市、湯 沢町及び刈 羽村</u>	(略)		<p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第37条の3</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>                     2 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの                      (1)～(29) (略)                 </td> <td style="text-align: center;">                     三 条 市、見 附市、燕 市、胎 内市、湯 沢町及び刈 羽村                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		2 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(29) (略)	三 条 市、見 附市、燕 市、胎 内市、湯 沢町及び刈 羽村	(略)	
事 務	市町村																
(略)																	
2 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(29) (略)	<u>長 岡 市、三 条市、見 附市、燕 市、胎 内市、湯 沢町及び刈 羽村</u>																
(略)																	
事 務	市町村																
(略)																	
2 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(29) (略)	三 条 市、見 附市、燕 市、胎 内市、湯 沢町及び刈 羽村																
(略)																	

**附 則**

(施行期日)

- この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第 7 号の表 1 の項の改正及び第 2 条の規定は公布の日から、第 1 条中同条例別表第 1 号の表の改正及び次項の規定は令和 5 年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

- 第 1 条中新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第 1 号の表の改正の施行の日前に旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び新潟県屋外広告物条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。
-

新潟県条例第39号

新潟県地域振興局設置条例の一部を改正する条例

新潟県地域振興局設置条例（平成13年新潟県条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には当該移動別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>(地域振興局)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第2から別表第10までの所掌事務の欄に掲げる事務については、それぞれの表の名称の欄に掲げる地域振興局に所掌させるものとし、その所管区域は、それぞれの表の所管区域の欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p><u>別表第7</u> (略)</p> <p><u>別表第8</u> (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">所掌事務</th> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 40%;">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">林業に関する事務（別表第9の所掌事務の欄に掲げる事務を除く。）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第9</u> (略)</p> <p><u>別表第10</u> (略)</p>	所掌事務	名 称	所 管 区 域	林業に関する事務（別表第9の所掌事務の欄に掲げる事務を除く。）	(略)		<p>(地域振興局)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第2から別表第9までの所掌事務の欄に掲げる事務については、それぞれの表の名称の欄に掲げる地域振興局に所掌させるものとし、その所管区域は、それぞれの表の所管区域の欄に掲げるとおりとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p><u>別表第7</u> (第2条関係) (略)</p> <p><u>別表第8</u> (略)</p> <p><u>別表第8の2</u> (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">所掌事務</th> <th style="width: 30%;">名 称</th> <th style="width: 40%;">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">林業に関する事務（別表第8の3の所掌事務の欄に掲げる事務を除く。）</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第8の3</u> (略)</p> <p><u>別表第9</u> (略)</p>	所掌事務	名 称	所 管 区 域	林業に関する事務（別表第8の3の所掌事務の欄に掲げる事務を除く。）	(略)	
所掌事務	名 称	所 管 区 域											
林業に関する事務（別表第9の所掌事務の欄に掲げる事務を除く。）	(略)												
所掌事務	名 称	所 管 区 域											
林業に関する事務（別表第8の3の所掌事務の欄に掲げる事務を除く。）	(略)												

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県条例第40号

新潟県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

新潟県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年新潟県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第14条</b> （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（情報通信技術を利用する方法により行う手続）</u></p> <p><b>第15条</b> <u>法第74条に規定する手続について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定を適用する場合に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p><b>第14条</b> （略）</p>
<p><b>第16条</b> （略）</p>	<p><b>第15条</b> （略）</p>
<p><b>第17条</b> （略）</p>	<p><b>第16条</b> （略）</p>
<p><b>第18条</b> （略）</p>	<p><b>第17条</b> （略）</p>
<p><b>第19条</b> （略）</p>	<p><b>第18条</b> （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。



## 新潟県条例第41号

新潟県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

新潟県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成30年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(掲載文の申請) <b>第3条</b> (略) 2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう記載 <u>又は記録</u> をしてはならない。	(掲載文の申請) <b>第3条</b> (略) 2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう記載をしてはならない。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新潟県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

新潟県条例第42号

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例（昭和43年新潟県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
<b>別表第1</b> （第2条関係）				<b>別表第1</b> （第2条関係）			
区分	試験、検査等の種類	使用料等の額		区分	試験、検査等の種類	使用料等の額	
		単位	料金（円）			単位	料金（円）
(略)				(略)			
13 文 書料	試験成績書、検査成績書、診断書及び証明書	(略)	2,200	13 文 書料	試験成績書、検査成績書、診断書及び証明書	(略)	1,650
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 新潟県条例第43号

新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県介護保険法関係手数料条例（平成10年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
1 法第69条の2第1項の規定により介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者	介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料 (略)	1 件につき <u>1,400円</u>	1 法第69条の2第1項の規定により介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者	介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料 (略)	1 件につき <u>1,800円</u>
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県条例第44号

新潟県障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

新潟県障害者リハビリテーションセンター条例（昭和39年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p><b>第4条</b> センターにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 傷病名診断書、通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>2,200円</u></p> <p>(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの（次号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>4,400円</u></p> <p>(3) 恩給、年金、自動車損害賠償責任保険の保険金等の請求に係るもの 1通につき <u>7,700円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用料金等)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 利用料金の額は、<u>第3条第1項から第3項まで</u>に規定する額とする。</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p><b>第4条</b> センターにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 傷病名診断書、通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>1,650円</u></p> <p>(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの（次号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>3,850円</u></p> <p>(3) 恩給、年金、自動車損害賠償責任保険の保険金等の請求に係るもの 1通につき <u>5,500円</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用料金等)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 利用料金の額は、<u>第3条第1項及び第2項</u>に規定する額とする。</p> <p>5・6 (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8条第4項の改正は、公布の日から施行する。

## 新潟県条例第45号

新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例

新潟県児童福祉施設条例（昭和39年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
<b>第4条</b> センターにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。	<b>第4条</b> センターにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。
(1) 傷病名診断書、入通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>2,200円</u>	(1) 傷病名診断書、入通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>1,650円</u>
(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの(次号に掲げるものを除く。) 1通につき <u>4,400円</u>	(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの(次号に掲げるものを除く。) 1通につき <u>3,850円</u>
(3) 恩給、年金、自動車損害賠償責任保険の保険金等の請求に係るもの 1通につき <u>7,700円</u>	(3) 恩給、年金、自動車損害賠償責任保険の保険金等の請求に係るもの 1通につき <u>5,500円</u>
2 (略)	2 (略)

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県条例第46号

コロニーにいがた白岩の里条例の一部を改正する条例

コロニーにいがた白岩の里条例（昭和46年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p><b>第4条</b> コロニーにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 傷病名診断書、通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき<u>2,200円</u></p> <p>(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの(次号に掲げるものを除く。) 1通につき<u>4,400円</u></p> <p>(3) 恩給、年金、自動車損害賠償責任保険の保険金等の請求に係るもの 1通につき<u>7,700円</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p><b>第4条</b> コロニーにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 傷病名診断書、通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき<u>1,650円</u></p> <p>(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの(次号に掲げるものを除く。) 1通につき<u>3,850円</u></p> <p>(3) 恩給、年金、自動車損害賠償責任保険の保険金等の請求に係るもの 1通につき<u>5,500円</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県条例第47号

新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例

(新潟県収入証紙条例の廃止)

第1条 新潟県収入証紙条例(昭和39年新潟県条例第10号)は、廃止する。

(新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例の一部改正)

第2条 新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料条例(昭和31年新潟県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改正後	改正前
第3条 (略)	<p><u>第3条</u> 手数料は、条例で定める証紙により納入しなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 前条第2項の手数料</p> <p>(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする手数料</p>
	第4条 (略)

(新潟県立学校条例の一部改正)

第3条 新潟県立学校条例(昭和39年新潟県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(入学考査料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> 第1項又は前項の規定により納めた入学考査料は、入学者選抜考査を受けなかった場合においても還付しない。</p>	<p>(入学考査料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> 前2項の入学考査料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</p> <p><u>4</u> 第1項又は第2項の規定により納めた入学考査料は、入学者選抜考査を受けなかった場合においても還付しない。</p>
<p>(証明事務手数料)</p> <p>第3条の5 (略)</p> <p><u>2</u> 前項の規定により納めた手数料は、還付しない。</p>	<p>(証明事務手数料)</p> <p>第3条の5 (略)</p> <p><u>2</u> 前項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</p> <p><u>3</u> 第1項の規定により納めた手数料は、還付しない。</p>

(新潟県立職業能力開発校条例の一部改正)

**第4条** 新潟県立職業能力開発校条例（昭和44年新潟県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(入校考査料) <b>第12条</b> (略)  <u>2</u> 前項の規定により納めた入校考査料は、入校者選抜考査を受けなかった場合においても還付しない。  (証明事務手数料) <b>第19条</b> (略)  <u>2</u> (略)	(入校考査料) <b>第12条</b> (略) <u>2</u> 前項の入校考査料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。 <u>3</u> 第1項の規定により納めた入校考査料は、入校者選抜考査を受けなかった場合においても還付しない。  (証明事務手数料) <b>第19条</b> (略) <u>2</u> 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。 <u>3</u> (略)

(新潟県公害紛争処理条例の一部改正)

**第5条** 新潟県公害紛争処理条例（昭和45年新潟県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

改 正 後	改 正 前
(手数料) <b>第8条</b> (略) 2 (略)  <u>3</u> (略) <u>4</u> (略)	(手数料) <b>第8条</b> (略) 2 (略) <u>3</u> 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。 <u>4</u> (略) <u>5</u> (略)

(新潟県旅館業法施行条例の一部改正)

**第6条** 新潟県旅館業法施行条例（昭和45年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

改 正 後	改 正 前
(手数料) <b>第12条</b> (略)	(手数料) <b>第12条</b> (略)



2・3 (略)  4 (略)	2・3 (略) 4 <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u> 5 (略)
----------------------	--

(新潟県特殊車両通行許可申請手数料徴収条例の一部改正)

第7条 新潟県特殊車両通行許可申請手数料徴収条例(昭和47年新潟県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削る。

改 正 後	改 正 前
	(納入方法) <b>第3条</b> <u>手数料は、条例で定める証紙により納付しなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>

(新潟県建築基準条例の一部改正)

第8条 新潟県建築基準条例(昭和47年新潟県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(手数料の不還付) <b>第29条</b> <u>既に納めた手数料は、還付しない。</u>	(手数料の納入) <b>第29条</b> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u> 2 <u>既に納めた手数料は、還付しない。</u>

(新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部改正)

第9条 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例(昭和48年新潟県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
	(徴収方法) <b>第3条</b> <u>手数料は、条例で定める証紙により徴収する。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>
<b>第3条</b> (略)	<b>第4条</b> (略)
<b>第4条</b> (略)	<b>第5条</b> (略)
<b>第5条</b> (略)	<b>第6条</b> (略)

<b>第6条</b> (略)	<b>第7条</b> (略)
----------------	----------------

(新潟県公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置の基準等に関する条例の一部改正)

**第10条** 新潟県公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置の基準等に関する条例(昭和51年新潟県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
<b>第6条</b> (略)	<b>第6条</b> (略)
2 (略)	2 (略)
	<u>3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>
<u>3 (略)</u>	4 (略)

(新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

**第11条** 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和52年新潟県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
<b>第19条</b> (略)	<b>第19条</b> (略)
2 (略)	2 (略)
	<u>3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>

(新潟県農業大学校条例の一部改正)

**第12条** 新潟県農業大学校条例(昭和58年新潟県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
(入校考査料)	(入校考査料)
<b>第6条の2</b> (略)	<b>第6条の2</b> (略)
	<u>2 前項の入校考査料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>
<u>2 前項の規定により納めた入校考査料は、入校者選抜考査を受けなかった場合においても還付しない。</u>	<u>3 第1項の規定により納めた入校考査料は、入校者選抜考査を受けなかった場合においても還付しない。</u>
(証明事務手数料)	(証明事務手数料)

<p>第9条の2 (略)</p>   <p>2 (略)</p>	<p>第9条の2 (略)</p> <p><u>2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p> <p>3 (略)</p>
--	--

(建築士法の特例等に関する条例の一部改正)

第13条 建築士法の特例等に関する条例（昭和59年新潟県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(手数料の納入方法)</u></p> <p><u>第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 前条第1項から第4項までの規定により指定登録機関等に納めるもの</u></p> <p><u>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの</u></p> <p>第6条 (略)</p>

(新潟県興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準等に関する条例の一部改正)

第14条 新潟県興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準等に関する条例（昭和59年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第8条 (略)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(手数料の納入方法)</u></p> <p><u>第8条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p> <p>第9条 (略)</p> <p>第10条 (略)</p>

(新潟県化製場等に関する法律施行条例の一部改正)

第15条 新潟県化製場等に関する法律施行条例（昭和59年新潟県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
	<p style="text-align: center;"><u>(手数料の納入方法)</u></p> <p><u>第10条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受</u></p>

<p><b>第10条</b> (略)</p>	<p>託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</p> <p><b>第11条</b> (略)</p>
------------------------	--

(新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

**第16条** 新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年新潟県条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p><b>第16条</b> (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p><b>第16条</b> (略)</p> <p><u>2 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p>

(新潟県家畜商法関係手数料条例の一部改正)

**第17条** 新潟県家畜商法関係手数料条例(昭和62年新潟県条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第4条</b> (略)</p>	<p>(手数料の納入方法)</p> <p><u><b>第4条</b> 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p> <p><b>第5条</b> (略)</p>

(新潟県屋外広告物条例の一部改正)

**第18条** 新潟県屋外広告物条例(平成7年新潟県条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(講習会)</p> <p><b>第30条</b> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 (略)</u></p> <p>(業務主任者の選任)</p> <p><b>第31条</b> 屋外広告業者は、第29条の2第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者</p>	<p>(講習会)</p> <p><b>第30条</b> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 前項の受講手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p>(業務主任者の選任)</p> <p><b>第31条</b> 屋外広告業者は、第29条の2第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者</p>

<p>を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 他の都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う講習会の課程を修了した者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(手数料)</p> <p><b>第34条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 他の都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市が行う講習会の課程を修了した者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(手数料)</p> <p><b>第34条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 前3項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p>
--	--

(新潟県介護保険法関係手数料条例の一部改正)

**第19条** 新潟県介護保険法関係手数料条例(平成10年新潟県条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第4条</b> (略)</p>	<p>(手数料の納入方法)</p> <p><u><b>第4条</b> 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 別表1の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料</u></p> <p><u>(2) 別表21の項に規定する手数料</u></p> <p><u>(3) 第2条の2第1項の規定により指定試験実施機関に納める手数料</u></p> <p><u>(4) 第2条の3第1項の規定により指定研修実施機関に納める手数料</u></p> <p><u>(5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする手数料</u></p> <p><b>第5条</b> (略)</p>

(新潟県食品衛生法施行条例の一部改正)

**第20条** 新潟県食品衛生法施行条例(平成11年新潟県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについて</u></p>

<p><u>3</u> (略)</p>	<p>は、この限りでない。 <u>4</u> (略)</p>
---------------------	------------------------------------

(新潟県理容師法施行条例の一部改正)

**第21条** 新潟県理容師法施行条例（平成11年新潟県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料) <b>第9条</b> (略) 2 (略)</p>	<p>(手数料) <b>第9条</b> (略) 2 (略) <u>3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p>
<p><u>3</u> (略)</p>	<p><u>4</u> (略)</p>

(新潟県クリーニング業法施行条例の一部改正)

**第22条** 新潟県クリーニング業法施行条例（平成11年新潟県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料) <b>第7条</b> (略) 2 (略)</p>	<p>(手数料) <b>第7条</b> (略) 2 (略) <u>3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p>
<p><u>3</u> (略)</p>	<p><u>4</u> (略)</p>

(新潟県美容師法施行条例の一部改正)

**第23条** 新潟県美容師法施行条例（平成11年新潟県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料) <b>第9条</b> (略) 2 (略)</p>	<p>(手数料) <b>第9条</b> (略) 2 (略) <u>3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p>
<p><u>3</u> (略)</p>	<p><u>4</u> (略)</p>

(新潟県手数料条例の一部改正)

**第24条** 新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同

表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改正後	改正前
	<u>(納入方法)</u> <b>第6条</b> 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 <u>(1) 別表第3号の表30の項、第5号の表17の項、第6号の表1の項から7の2の項まで及び第8号の表に掲げるもの</u> <u>(2) 地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの</u>
<b>第6条</b> (略)	<b>第7条</b> (略)

(新潟県行政書士試験手数料条例の一部改正)

**第25条** 新潟県行政書士試験手数料条例（平成12年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改正後	改正前
	<u>(手数料の納入方法)</u> <b>第4条</b> 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、前条第1項の規定により指定試験機関に納めるものにあつては、この限りでない。
<b>第4条</b> (略)	<b>第5条</b> (略)

(新潟県消防法関係手数料条例の一部改正)

**第26条** 新潟県消防法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改正後	改正前
	<u>(手数料の納入方法)</u> <b>第6条</b> 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 <u>(1) 第3条第1項又は第4条第1項の規定により、試験の実施に関する事務を行わせることとした者に納めるもの</u> <u>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの</u>
<b>第6条</b> (略)	<b>第7条</b> (略)

(新潟県火薬類取締法関係手数料条例の一部改正)

**第27条** 新潟県火薬類取締法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第5条</b> (略)</p>	<p style="text-align: center;">(手数料の納入方法)</p> <p><b>第5条</b> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第3条第1項の規定により指定試験機関に納めるもの</u></p> <p>(2) <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの</u></p> <p><b>第6条</b> (略)</p>

(新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部改正)

**第28条** 新潟県高圧ガス保安法関係手数料条例(平成12年新潟県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第5条</b> (略)</p>	<p style="text-align: center;">(手数料の納入方法)</p> <p><b>第5条</b> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第3条第1項の規定により協会又は指定試験機関に納めるもの</u></p> <p>(2) <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの</u></p> <p><b>第6条</b> (略)</p>

(新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正)

**第29条** 新潟県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例(平成12年新潟県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第5条</b> (略)</p>	<p style="text-align: center;">(手数料の納入方法)</p> <p><b>第5条</b> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第3条第1項の規定により協会又は指定試験機関に納めるもの</u></p> <p>(2) <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの</u></p> <p><b>第6条</b> (略)</p>

(新潟県大麻取締法施行条例の一部改正)

**第30条** 新潟県大麻取締法施行条例(平成12年新潟県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同



表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

改正後	改正前
(手数料) 第10条 (略) 2 (略)  3 (略)	(手数料) 第10条 (略) 2 (略) 3 <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u> 4 (略)

（新潟県毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正）

第31条 新潟県毒物及び劇物取締法施行条例（平成12年新潟県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）を加える。

改正後	改正前
(手数料) 第9条 (略) 2 (略)  3 (略)	(手数料) 第9条 (略) 2 (略) 3 <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u> 4 (略)
(事務処理の特例) 第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、新潟市が処理することとする。 (1)～(6) (略)	(事務処理の特例) 第10条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、新潟市が処理することとする。 (1)～(6) (略)

（新潟県覚醒剤取締法施行条例の一部改正）

第32条 新潟県覚醒剤取締法施行条例（平成12年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）を加える。

改正後	改正前
(手数料) 第5条 (略) 2・3 (略)	(手数料) 第5条 (略) 2・3 (略) 4 <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限</u>

<p>4 (略)</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第6条</b> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務は、新潟市が処理することとする。</p>	<p><u>りでない。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第6条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務は、新潟市が処理することとする。</p>
---	--

(新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部改正)

**第33条** 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例(平成12年新潟県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第10条</b> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務(法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。)に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務は、新潟市が処理することとする。</p>	<p>(手数料)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第10条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務(法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。)に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務は、新潟市が処理することとする。</p>

(新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部改正)

**第34条** 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例(平成12年新潟県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p>

<p>3 (略)</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第3条</b> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。)は、新潟市が処理することとする。</p> <p>(1)～(36) (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p><b>第3条</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。)は、新潟市が処理することとする。</p> <p>(1)～(36) (略)</p>
---	--

(新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部改正)

**第35条** 新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成12年新潟県条例第31号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第5条</b> (略)</p>	<p>(手数料の納入方法)</p> <p><b>第5条</b> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第3条第1項の規定により協会に納めるもの</u></p> <p>(2) <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの</u></p> <p><b>第6条</b> (略)</p>

(新潟県建設業法関係手数料条例の一部改正)

**第36条** 新潟県建設業法関係手数料条例(平成12年新潟県条例第38号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第4条</b> (略)</p>	<p>(手数料の納入方法)</p> <p><b>第4条</b> <u>別表1の項、2の項及び6の項から8の項までに規定する手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p> <p><b>第5条</b> (略)</p>

(新潟県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部改正)

**第37条** 新潟県宅地建物取引業法関係手数料条例(平成12年新潟県条例第42号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(略)</p>	<p>(手数料の納入方法)</p> <p><b>第4条</b> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めな</u></p>

<p><b>第4条</b> (略)</p>	<p>なければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 前条第1項の規定により指定試験機関に納めるもの</p> <p>(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの</p> <p><b>第5条</b> (略)</p>
-----------------------	--

(新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部改正)

**第38条** 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例(平成12年新潟県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第13条</b> (略)</p>	<p>(手数料の納入方法)</p> <p><b>第13条</b> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次の各号に掲げるものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第2条第4項の規定により指定試験機関に納める手数料</u></p> <p>(2) <u>第8条第7項の規定により指定講習機関に納める手数料</u></p> <p>(3) <u>第9条第1項に規定する手数料(自動車の保管場所の確保を証する書面に相当する通知を行うべきことの申請に係るものに限る。)</u></p> <p>(4) <u>第9条第2項に規定する手数料(前号の申請を行う者に対する保管場所標章の交付に係るものに限る。)</u></p> <p>(5) <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をする手数料</u></p> <p><b>第14条</b> (略)</p>

(新潟県高齢者の居住の安定確保に関する法律関係手数料条例の一部改正)

**第39条** 新潟県高齢者の居住の安定確保に関する法律関係手数料条例(平成13年新潟県条例第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
	<p>(手数料の納入方法)</p> <p><b>第4条</b> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>前条第1項の規定により指定登録機関に納めるもの</u></p> <p>(2) <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付</u></p>

<p><b>第4条</b> (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>の委託をするもの</u></p> <p><b>第5条</b> (略)</p>
-----------------------	--

(新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正)

**第40条** 新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成16年新潟県条例第83号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって県の執行機関等が定めるものをもってすることができる。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において<u>収入証紙をもってすること</u>その他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって県の執行機関等が定めるものをもってすることができる。</p> <p>6 (略)</p>

(新潟県計量法関係手数料条例の一部改正)

**第41条** 新潟県計量法関係手数料条例(平成17年新潟県条例第102号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第5条</b> (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(手数料の納入方法)</u></p> <p><b>第5条</b> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第3条第1項の規定により指定定期検査機関に納めるもの</u></p> <p><u>(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするもの</u></p> <p><b>第6条</b> (略)</p>

(新潟県県税条例の一部改正)

**第42条** 新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「削除項」という。)を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(課税地)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 前項の課税地は、次の各号に掲げる徴収金の区分</p>	<p>(課税地)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2 前項の課税地は、次の各号に掲げる徴収金の区分</p>

に応じ当該各号に掲げるところとする。

(1)～(5) (略)

(6) 自動車税の環境性能割に係る徴収金 申告納付すべき日における納税義務者の住所(県内に住所を有しない場合にあつては、当該自動車の定置場)の所在地

(7) (略)

3 (略)

(納税証明書の交付等)

第15条 (略)

2～4 (略)

(所得割の税率)

第17条 所得割の税率は、100分の4(所得割の納税義務者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)とする。

(免税軽油使用者証の交付手数料等)

第56条の10 (略)

(環境性能割の納付の方法)

第58条 環境性能割の納税義務者は、法第160条第1項(環境性能割の申告納付)又は法第161条(環境性能割の期限後申告及び修正申告納付)の規定により環境性能割額を納付する場合(当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、法第162条第1項(環境性能割の納付の方法)の証紙に代えて、当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。)に相当する現金を納付しなければならない。

2 知事は、前項の現金の納付があつたときは、法第160条第1項(環境性能割の申告納付)又は法第161条(環境性能割の期限後申告及び修正申告納付)の

に応じ当該各号に掲げるところとする。

(1)～(5) (略)

(6) 法第162条第1項(環境性能割の納付の方法)に規定する証紙による徴収以外の現金により徴収する自動車税の環境性能割に係る徴収金 申告納付すべき日における納税義務者の住所(県内に住所を有しない場合にあつては、当該自動車の定置場)の所在地

(7) (略)

3 (略)

(納税証明書の交付等)

第15条 (略)

2～4 (略)

5 第3項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。

(所得割の税率)

第17条 所得割の税率は、100分の4(所得割の納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)とする。

(免税軽油使用者証の交付手数料等)

第56条の10 (略)

2 前項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。

(環境性能割の納付の方法)

第58条 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額を納付する場合(当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、法第160条第1項(環境性能割の申告納付)の規定による申告書又は法第161条第2項(環境性能割の修正申告納付)の規定による修正申告書に新潟県収入証紙条例(昭和39年新潟県条例第10号)に定める証紙を貼ってしなければならない。この場合には、当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。)に相当する金額を次条第1項の証紙代金収納計器取扱者に支払い、証紙代金収納計器(別に知事が定める印影を生ずべき印を付したものをいう。以下同じ。)で当該金額の表示を受けることにより、証紙に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、環境性能割の納税義務者は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規

規定により提出すべき申告書又は修正申告書に別に知事が定める納税済印を押すものとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新規登録」という。）又は同法第13条第1項の規定による移転登録（以下「移転登録」という。）の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第160条第1項（環境性能割の申告納付）の規定による申告書の提出を行う場合は、この限りでない。

第59条 削除

第60条 削除

第61条 削除

第62条 削除

（種別割の証紙徴収の方法）

第69条 種別割の納税者は、法第177条の11第3項（種別割の徴収の方法）の規定によって種別割を納付する場合は、当該種別割の額に相当する現金を納付し

定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新規登録」という。）又は同法第13条第1項の規定による移転登録（以下「移転登録」という。）の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第160条第1項（環境性能割の申告納付）の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

（証紙金額の表示等）

第59条 前条第1項後段の規定による証紙の額面金額に相当する金額の表示に関する事務は、新潟県収入証紙条例第5条第2項の証紙の売りさばき人で、知事の指定する者（以下「証紙代金収納計器取扱者」という。）において取り扱うものとする。

2 知事は、前項の規定により証紙代金収納計器取扱者を指定したときは、これを告示しなければならない。指定を取り消し、又は変更したときも同様とする。

（無効の表示）

第60条 証紙代金収納計器で表示された印影が著しく汚染し、又は損傷した場合は、これを無効とする。

（証紙代金収納計器取扱者に対する質問、検査等）

第61条 知事は、証紙代金収納計器の使用状況に関する調査のために必要があると認めるときは、当該職員に、証紙代金収納計器の取扱場所に立ち入り、関係者に質問させ、又は証紙代金収納計器、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（知事への委任）

第62条 証紙代金収納計器の取扱いに関し必要な事項は、知事が定める。

（種別割の証紙徴収の方法）

第69条 種別割の納税者は、法第177条の11第3項（種別割の徴収の方法）の規定によって種別割を払い込むときは、当該自動車について新規登録の申請をし

なければならない。

2 知事は、前項の現金の納付があったときは、第70条の規定により提出すべき申告書に別に知事が定める納税済印を押すものとする。

第73条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその税金を納付することとされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体又は精神の障害の程度を証明する書類、運転免許証、自動車検査証その他知事が必要と認める書類を提示しなければならない。

(1)～(6) (略)

第74条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその税金を納付することとされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

(狩猟税の証紙徴収の手続)

第92条 前条第1項の証紙徴収の方法により、狩猟税を納付する者は、狩猟者の登録を受ける際に、別に知事が定める申告書を提出し、当該狩猟税の額に相当する現金を納付しなければならない。

2 知事は、前項の規定により現金の納付があったときは、同項の申告書に別に知事が定める納税済印を押すものとする。

附 則

(軽油引取税の課税免除の特例に係る免税軽油使用者証の交付手数料等)

第19条の2 (略)

た際に、新潟県収入証紙条例に定める証紙を第70条の規定により提出すべき申告書に貼ってしなければならない。この場合には、当該証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器取扱者に支払い、証紙代金収納計器で当該金額の表示を受けることにより、証紙に代えることができる。

2 第59条から第62条までの規定は、前項後段の場合に準用する。

第73条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては証紙をもってその税金を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体又は精神の障害の程度を証明する書類、運転免許証、自動車検査証その他知事が必要と認める書類を提示しなければならない。

(1)～(6) (略)

第74条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては証紙をもってその税金を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

(狩猟税の証紙による納付の手続)

第92条 狩猟税の納税者は、狩猟者の登録を受ける際に、別に知事が定める申告書に新潟県収入証紙条例に定める証紙をちょう付し、納付しなければならない。

附 則

(軽油引取税の課税免除の特例に係る免税軽油使用者証の交付手数料等)

第19条の2 (略)

2 前項の手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法第231条の2



	<u>の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>
--	--

(新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例の一部改正)

**第43条** 新潟県遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（平成18年新潟県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
<b>第16条</b> (略)	<b>第16条</b> (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
	<u>4 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。</u>
<u>4</u> (略)	<u>5</u> (略)

(新潟県プール条例の一部改正)

**第44条** 新潟県プール条例（平成18年新潟県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
<b>第13条</b> (略)	<b>第13条</b> (略)
2 (略)	2 (略)
	<u>3 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u>
<u>3</u> (略)	<u>4</u> (略)

(新潟県児童福祉法関係手数料条例の一部改正)

**第45条** 新潟県児童福祉法関係手数料条例（平成19年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前
	<u>(手数料の納入方法)</u>
	<u><b>第5条</b> 手数料は、別表1の項及び5の項に掲げるものにあつては条例で定める証紙により、その他のものにあつては知事の発行する納入通知書により納めなければならない。ただし、第3条第1項の規定により指定試験機関に納めるもの及び知事が認めるものにあつては、この限りでない。</u>
<b>第5条</b> (略)	<b>第6条</b> (略)

(新潟県行政不服審査法施行条例の一部改正)

**第46条** 新潟県行政不服審査法施行条例（平成28年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(提出書類等の交付手数料)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p>(提出資料の交付手数料)</p> <p><b>第13条</b> (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p>	<p>(提出書類等の交付手数料)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p><u>2</u> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(提出資料の交付手数料)</p> <p><b>第13条</b> (略)</p> <p><u>2</u> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p>

(新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例の一部改正)

**第47条** 新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例(令和4年新潟県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の不還付)</p> <p><b>第9条</b> <u>既に納めた手数料は、還付しない。</u></p>	<p>(手数料の納入)</p> <p><b>第9条</b> <u>手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u></p> <p><u>2</u> <u>既に納めた手数料は、還付しない。</u></p>

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、令和6年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による廃止前の新潟県収入証紙条例(以下「旧証紙条例」という。)第5条第1項又は第2項の規定により売りさばきを受けた証紙(消印されたもの又は著しく汚染し若しくは損傷したものを除く。以下「売りさばき済証紙」という。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間は、なお従前の例により使用することができる。

3 売りさばき済証紙は、施行日から令和12年3月31日までの間は、規則で定めるところにより、これを返還して現金の還付を受けることができる。

4 この条例の施行の際現に旧証紙条例第5条第2項の規定により売りさばき人に指定されている者は、規則で定めるところにより、その買い受けた証紙を施行日以後遅滞なく返還しなければならない。この場合において、知事は、当該返還をした者に対し、規則で定めるところにより現金を還付するものとする。

## 新潟県条例第48号

## 新潟県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条－第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
  - 第1節 開示（第18条－第30条）
  - 第2節 訂正（第31条－第37条）
  - 第3節 利用停止（第38条－第43条）
  - 第4節 審査請求（第44条－第46条）
- 第5章 雑則（第47条－第52条）
- 第6章 罰則（第53条－第57条）

## 附則

## 第1章 総則

## （目的）

**第1条** この条例は、新潟県議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## （定義）

**第2条** この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記載されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

**第3条** 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

**第4条** 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

**第5条** 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

**第6条** 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

**第7条** 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

**第8条** 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

**第9条** 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

**第10条** 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

**第11条** 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

**第12条** 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 知事、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会若しくは内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会事務局の特定の課又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、 利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
---------	---------------------------	-----------

	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

**第13条** 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

**第14条** 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

**第15条** 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

**第16条** 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

**第17条** 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議会が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ アからオまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

### 第4章 開示、訂正及び利用停止

#### 第1節 開示

(開示請求権)

**第18条** 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

**第19条** 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特

定するに足りる事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

**第20条** 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（情報公開条例第7条に規定する情報を除く。）又は情報公開条例第7条に規定する情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
  - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
  - ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
  - ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
  - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財



産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

**第21条** 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

**第22条** 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

**第23条** 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

**第24条** 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

**第25条** 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にななければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

**第26条** 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

**第27条** 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下、「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

**第28条** 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

**第29条** 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用負担等）

**第30条** 第28条第1項の規定により写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 開示請求の手数料は、無料とする。

## 第2節 訂正

（訂正請求権）

**第31条** 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

**第32条** 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

**第33条** 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

**第34条** 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

**第35条** 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内になければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

**第36条** 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（保有個人情報の提供先への通知）

**第37条** 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

（利用停止請求権）

**第38条** 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内になければならない。

（利用停止請求の手續）

**第39条** 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出しなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

**第40条** 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

**第41条** 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

**第42条** 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内に行わなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

**第43条** 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

#### 第4節 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

**第44条** 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査請求があった場合の手続）

**第45条** 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、新潟県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年新潟県条例第32号）第9条第1項に規定する新潟県個人情報保護審査会（第50条において「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

**第46条** 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第5章 雑則

（適用除外）

**第47条** 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報提供等）

**第48条** 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

**第49条** 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審査会への諮問）

**第50条** 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

**第51条** 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

**第52条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

#### 第6章 罰則

**第53条** 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第54条** 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第55条** 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第56条** 前3条の規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

**第57条** 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

（施行期日）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 新潟県条例第49号

## 新潟県教育の日に関する条例

少子高齢化、人口減少等本県を取り巻く社会環境は急激に変化している。また、情報通信技術の進展により、産業構造だけでなく、働き方、生活様式等も大きく変化することが予想される。

このような社会の変容に柔軟に対応し、持続可能な社会を実現するためには、県民がいつでも、どこでも、何度でも学ぶことができるよう、その意向を適切に反映した教育を行う必要がある。

ここに、私たちは、教育のあり方を考える環境の整備を図り、並びに多様な主体が相互に連携し、及び協力し、県民の意向を適切に反映した教育環境を整備することにより、生涯にわたって学び、その学んだことを生かすことができる社会の実現を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

**第1条** この条例は、県民一人一人が教育の重要性を認識し、教育のあり方を考える契機として、新潟県教育の日を定めるとともに、県の責務並びに学校、家庭及び地域住民その他の関係者の役割を定めることにより、県民が生涯にわたって学び、その学んだことを社会で生かすことができる教育環境の整備の推進を図り、もって持続可能な社会の実現に資することを目的とする。

(新潟県教育の日)

**第2条** 新潟県教育の日は、11月1日とする。

(新潟県教育月間)

**第3条** この条例の目的を達成するための施策を重点的に実施する期間として、新潟県教育月間を定める。

2 新潟県教育月間は、11月1日から同月30日までの間とする。

(県の責務)

**第4条** 県は、新潟県教育月間において学校、家庭及び地域住民その他の関係者が自発的に行う教育に関する取組を促進するほか、この条例の目的を達成するための施策を総合的に実施するものとする。

(市町村への支援及び協力)

**第5条** 県は、教育環境の整備において市町村が果たす役割の重要性に鑑み、この条例の目的を達成するために市町村が地域の実情に応じて実施する施策について、必要な支援及び協力を行うものとする。

(学校、家庭及び地域住民その他の関係者の役割)

**第6条** 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育の重要性に鑑み、その実情に即した教育を行うよう努めるものとする。

(県民の協力)

**第7条** 県民は、教育に対する関心と理解を深め、この条例の目的を達成するために県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(連携協力)

**第8条** 県、市町村、学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、この条例の目的を達成するための施策を総合的かつ効果的に推進するため、意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力するものとする。

(財政上の措置)

**第9条** 県は、この条例の目的を達成するための施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。